

## 第2-3-35図 いじめに関し人権侵犯事件として救済措置を講じた具体例

## 事例1（小学校におけるいじめ）

小学生から、仲間はずれにされる、上履きを隠される、今は保健室登校をしている、などといった内容のSOSミニレターが法務局に送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、被害者の要望を踏まえて同人に電話をかけ、詳しい状況を被害者やその親から事情聴取をし、いじめが始まった経緯のほか、被害者が小学校の卒業を間近に控え、中学校でもいじめが継続するのではないかといった不安を抱いていることを確認した。

そこで法務局は、被害者の親に対し、中学校進学に当たって、いじめ防止のため、加害者と被害者を別のクラスにするような配慮を行うよう小学校側から中学校側に働きかけてもらうことを助言した。

その後、親から被害者の状況を確認したところ、中学校入学後は、被害者と加害者は別クラスとなり、通常どおり教室で授業を受けていることが確認され、親からも謝意が示された。（措置：「援助」）

## 事例2（中学校におけるいじめ）

中学生から、4月の新学期からいじめを受け始め、夏休み中には自分を誹謗中傷する内容の携帯メールが送信されて困っている、などといった内容のSOSミニレターが法務局に送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、SOSミニレターの返信で、被害者を励ますとともに、善処のための方策を法務局と共に考えていくことを促し、様々な助言や提案を行った。併せて、学校にも情報提供をし、調査を促したところ、被害者に送信されたメールが同人を著しく誹謗中傷する内容のものであることが明らかとなった。法務局は、学校とも協力し、被害者と親の意向をも踏まえ、今後同様の行為があれば警察に被害届を提出することを助言した。学校側も臨時集会を開催し、本件事案の発生とその対処を説明するなどの再発防止を図ったほか、被害者への声かけや複数の教諭での見守り体制を構築するに至った。その後、被害者から新たな被害を訴える相談は寄せられていない。（措置：「援助」）

## 事例3（小学校におけるいじめ）

小学生になる自分の子どもが学校で悪口を言われたり、悪口が書かれた手紙を渡されるなどのいじめを受けているとして、保護者から法務局の人権相談窓口で相談がされた事案である。

法務局は、小学校から事情を確認したところ、学校としてはいじめの状況を把握し、加害者への必要な指導と被害者の保護者への説明を行っていたとするものの、保護者への説明を電話で行うのみで、意思疎通が十分に行われていないことがうかがわれたため、その旨を指摘した。小学校側はこれに応じ、法務局の仲介の下、改めて保護者に説明を行うなどの話し合いの場が設けられた。その結果、保護者は、学校側がこれまで行ってきたいじめへの対応に理解を示すとともに、学校側も保護者の希望をも考慮して今後の対応を行うこととなり、両者の間に信頼関係が回復された。その後、法務局は、小学校からの依頼に基づき、保護者参観授業において人権擁護委員による「人権教室」を実施するなど、アフターフォローを行った。（措置：「調整」）

（出典）法務省「平成24年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」

（注）ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子どもを相手方とするものではない。

COLUMN  
No. 11いじめの防止のための子どもによる自主的な取組  
—生徒会サミット—

## 1. いじめゼロ子どもサミット（香川県教育委員会）

香川県教育委員会は、いじめの未然防止と傍観者を生まない集団づくりを目的として、平成21年（2009年）度から、3年に一度、県内全ての小・中学校の代表が参加する「いじめゼロ子どもサミット」を開催している。このサミットは、児童会・生徒会活動を中心とした自主的・自発的活動を推進するもので、実行委員の子どもたちが2年間かけて当日のプログラムを企画し、中心となって運営する。

第1回サミットでは、いじめゼロ宣言の採択や11月をいじめゼロ月間とすること、イメージ防止キャラクターの作成などを行った。平成24（2012）年度に開かれた第2回サミットでは、なかまづくりを進めるための全員参加の交流ゲームや、いじめゼロ月間に各校で取り組む活動について協議する子ども会議、子どもたちのいじめゼロに向けた思いを直接、県内外に伝える子ども記者会見などを行った。平成25（2013）年度は、第2回サミットの成果を踏まえ、いじめを許さない学校づくりにつなげる劇や学級活動を収めたDVDを作成するなど、

いじめゼロに向けた活動を継続している。



全員参加の交流ゲーム



子ども会議



テーマソングを大合唱



プロの記者の質問に答える「子ども記者会見」

## 2. いじめ防止フォーラム（群馬県教育委員会）

群馬県は、平成25年（2013年）度より、いじめ防止対策をさらに強化するため、県内の国公立全ての小学校、中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校で、いじめの未然防止に向け、年間を通じた意図的・計画的な取組を進めている。

6～7月には、県内12地区で、小学生・中学生・高校生が、各学校のいじめ防止活動について発表したり、意見交換をしたりする

「いじめ防止フォーラム」を開催した。フォーラムでは、小学生・中学生・高校生が縦割りの班をつくり、高校生を中心に班別協議が進められた。8月には、小学生・中学生・高校生の実行委員14名が中心となり、「いじめ防止サミット」を開催した。県内12地区から、小学生・中学生・高校生合わせて123名が参加し、「いじめ防止フォーラム」で意見交換したことをもとに話し合いを実施した。実行委員からは、県内の全ての子どもを対象に実施したアンケート結果（「いじめについて考える ぐんまの小学生・中学生・高校生23万人アンケート」）をもとに、いじめ問題について現状や課題が発表され、その後、小学生、中学生、高校生の部会ごとに分かれて、いじめ防止に向けた取組をより活性化させることを目指した「ぐんまの子ども『いじめ防止宣言』」を作成した。

参加した子どもたちからは、「いじめに最初に気付くことができるのは、大人よりも私たち子どもだと思います。一人一人が『みんなでいじめを無くそう！』という思いを持てば、いじめは防げると実感しました」などの感想が聞かれた。



## (2) 自殺対策（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

政府では、「自殺対策基本法」（平18法85）に基づく「自殺総合対策大綱」により、関係府省で連携して、自殺対策を総合的に推進している。同大綱では、思春期は精神的な安定を損ないやすく、受けた心の傷は生涯にわたって影響する可能性があり、子どもや若者の自殺対策は重大な課題であるとされている。

文部科学省は、**児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議**<sup>163</sup>を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。また、「**子どもの自殺が起きた時の調査の指針**」<sup>164</sup>（平成23年3月）について、地方公共団体における運用状況や「いじめ防止対策推進法」における重大事態への対処の規定などを踏まえ、必要な見直しを検討している。加えて、子どもの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の充実を図っている。（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」を参照。）

## 6 被害防止のための教育

### (1) 安全教育

#### ア 学校における安全教育（文部科学省）

学校では、子ども自身が危険から身を守ることができるよう、発達の段階に応じて、「主体的に行動する態度」を育成し、自ら危険を予測・回避する能力を習得させるとともに、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた安全教育を推進している。

文部科学省は、教職員などへの研修や、子どもの対応能力の向上を図るための「**防犯教室**」、「**交通安全教室**」、「**防災教室**」の開催を支援している。平成25（2013）年度には、防災教育の効果とその評価の方法や、交通安全教育の事例や効果分析に関する調査研究を実施した。また、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育手法の開発を行うためのモデル事業を行った。

#### イ 警察が行う防犯教育・交通安全教育（警察庁）

子どもが被害者となる略取誘拐事件といった凶悪犯罪が依然として発生しているなど、子どもを取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

警察は、子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校、学習塾などにおいて、防犯教室を開催している。この防犯教室は、学年や理解度に応じて、紙芝居や演劇、ロールプレイ方式などにより、子どもが参加、体験できるようにしている。また、関係機関・団体と協力しつつ、保育所や学校などにおいて、発達の段階に応じて以下の習得を目標に、交通安全教育を行っている。

- ・ 幼児に対しては、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーを実践する態度、日常生活において安全な道路の通行に必要な基本的技能と知識
- ・ 小学生に対しては、歩行者や自転車の利用者として必要な技能と知識
- ・ 中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識
- ・ 高校生に対しては、二輪車の運転者や自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識

また、保護者を対象とした交通安全講習会や、交通ボランティアによる通学路における子どもに対する安全な行動の指導などを行っている。

163 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/)

164 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/03/05/1317896\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/03/05/1317896_01.pdf)

### ウ 防災に関する各種取組（内閣府，消防庁，国土交通省，気象庁）

内閣府は、防災意識の高揚、防災知識の普及を図るため、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施している。また、自然災害の知識を身に付けたり、対策を始める際に参考となる情報として、「みんなで防災」のホームページを公開している<sup>165</sup>。

消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子どもを対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などをわかりやすく解説している<sup>166</sup>（第2-3-36図）。また、指導者向けのテキストや参考資料を「チャレンジ！防災48」<sup>167</sup>ページで公開している。

気象庁は、東日本大震災以降、防災教育の重要性が改めて認識されていることに鑑み、子どもが地震・津波、大雨といった自然災害から自らの身を守るよう、教育関係機関と緊密な連携を図り、学校防災教育を支援している。具体的には、津波や竜巻に関するビデオ映像資料（「津波からにげる／津波に備える」、「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」など）<sup>168</sup>やリーフレットなどの提供、緊急地震速報を利用した避難訓練の支援、教職員向け研修での説明、防災学習素材の作成など、全国の気象台が教育関係機関と連携して様々な取組を展開している。

### (2) メディアを活用する能力の向上（内閣府，総務省，文部科学省）

社会の情報化が進展する中で、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）では、学校教育、社会教育、家庭教育においてインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものと規定されており、同法に基づき策定された青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）に関連施策が盛り込まれている。

#### ア 情報モラル教育の推進（文部科学省）

小学校・中学校・高校の**新学習指導要領**では、各教科などの指導を通して「情報モラルを身に付けること」が規定されている。具体的には、小学校・中学校の道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」や、高校の必修教科である共通教科「情報」において情報モラルを指導することとされている。これらにより、学校における情報モラル教育の充実が図られている。

文部科学省は、情報モラルに関する指導が確実になされるよう、教員による指導の具体的な取組の参考となる「**教育の情報化に関する手引**」<sup>169</sup>や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「**情報モラル教育実践ガイダンス**」<sup>170</sup>を周知・配布している（第2-3-37図）。また、いわゆる「**ネット依存**」をはじめスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など情報化の進展に伴う新たな課題に対応し適切な指導を行うための、教員向け指導手引書を作成し、教

第2-3-36図 こどもぼうさいe-ランド



（出典）総務省消防庁ホームページ（<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/index.html>）

165 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html>

166 幼児から小学校低学年向け（<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>）小学校高学年から中学生向け（[http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou\\_tyuu.html](http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html)）

167 <http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

168 [http://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu\\_portal/index.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu_portal/index.html)

169 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

170 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

育委員会に周知・配布した。

### イ メディアリテラシーの向上（総務省）

総務省は、子どもが安全に安心してインターネットや携帯電話といった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・子どものICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム<sup>171</sup>の普及
- ・実践的なメディアリテラシー育成のための効果的なモデルシステムを構築し、実証を行い、その成果を報告書に取りまとめ
- ・可視化を通じたリテラシー能力の向上のために開発した「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」により、リテラシー能力を測定するためのテストとアンケートを全国の高校など24校の協力を得て実施・分析<sup>172</sup>
- ・「インターネットトラブル事例集」<sup>173</sup>を用いた啓発

### (3) 労働者の権利（厚生労働省）

（第2部第2章第2節1(1)「社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進」を参照。）

### (4) 消費者教育（消費者庁、文部科学省）

（第2部第2章第2節1(1)「社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進」を参照。）

### (5) 女性に対する暴力（内閣府）

内閣府では、若年層に対して指導的立場にある者を対象に、「女性に対する暴力の予防啓発指導者のための研修」を実施している。平成25（2013）年度は、若年層向けにも実施した。

### 第2-3-37図 情報モラル教育実践ガイダンス



（出典）文部科学省国立教育政策研究所ホームページ（<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf>）

171 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/media\\_literacy.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)

172 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000247066.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000247066.pdf)

173 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)